

騒音特殊健康診断の現状について

厚生労働省労働衛生課

1 雇入時健康診断

○雇入時等健康診断の対象者

別表第1及び別表第2に掲げる作業場における業務に常時従事する^{注)}労働者
(作業者自身が騒音を発する業務を行うことに限定されない)

注)「常時従事する」には、短時間でも、毎日とか、一定の間隔で有害業務に就くような場合は含まれるが、きわめて臨時的にしかも短時間しか当該業務に従事しないような場合は含まれない。

○雇入時等健康診断における聴力検査

オーディオメータによる250、500、1,000、2,000、4,000、8,000ヘルツにおける聴力の検査(気導純音聴力レベル測定法による)

※各周波数における聴力レベルの程度がわかる

○雇入時等健康診断の意義

- ・将来にわたる聴覚管理の基準として活用されることからきわめて重要
- ・既に中耳炎後遺症、頭頸部外傷後遺症、メニエール病、耳器毒の使用、突発性難聴などで聴力が低下している者、あるいは過去に騒音作業に従事してすでに騒音性難聴を示している者、日常生活においてヘッドホン等による音楽鑑賞を行うことにより聴力障害の兆候を示す者について、各周波数ごとの正確な聴力を把握することが特に重要



すべての対象者について、雇入れ時等の時点での労働者の聴力を把握する

2 定期健康診断

○定期健康診断の対象者

別表第 1 及び別表第 2 に掲げる作業場における業務に常時従事する労働者

「ただし、第 I 管理区分に区分された場所又は屋内作業場以外の作業場で測定結果が 85dB (A) 未満の場所における業務に従事する労働者については、本ガイドラインに基づく定期健康診断を省略して差し支えない。」

○定期健康診断における聴力検査

オーディオメータによる選別聴力検査

1,000 ヘルツ：30dB の音圧の純音が聞こえるかどうかの検査

4,000 ヘルツ：40dB の音圧の純音が聞こえるかどうかの検査

※該当する周波数において、聞こえるかどうかのみがわかる

「騒音性難聴のごく初期の段階では、所見なしと判定される可能性がある。したがって、2 回の定期健康診断のうち 1 回は、1,000 ヘルツ及び 4,000 ヘルツにおける閾値を検査することが望ましい。」

二次検査：オーディオメータによる 250、500、1,000、2,000、4,000、8,000 ヘルツにおける聴力の検査（気導純音聴力レベル測定法による）



管理区分を決定して必要な措置を講ずる

○定期健康診断の意義

・聴力の経時的変化を調べ、個人及び集団としての騒音の影響をいち早く知り、聴覚管理の基礎資料とするとともに、作業環境管理及び作業管理に反映させることが重要



聴力低下の兆候を早期に発見し、事後措置等により騒音障害を防止する